

関西労災職業病 2月号

(通巻第182号)

関西労働者安全センター 1990.2.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



◆目次◆

● 第10回安全センターを成功させよう	2
● 3月9日に柴田訴訟—医学証人調べ	3
● 振動病打切り問題で監督署抗議行動	4
● 経理事務作業員の頸肩腕障害認定勝ち取る	6
● がんばっています⑤ ユニオンひごろ 岡さん	8
● 健診パンフ完成	11
● 前線から(ニュース)	12
● 「アスベスト対策の政策提言」まとまる	18
● 労災上積み補償を考える⑥	20
● 労災補償もしもし相談	22

幼く人々のいのちと健康を守る運動の拡大を！

第一〇回総会を成功させよう

私たちは、一昨年八月に発表された労基研「中間報告」に示された労災補償制度全面改悪案を阻止する運動を、八九年度の中心課題と位置づけ、全国の労災職業病闘争を闘う仲間とともに展開し、事実上の棚上げという成果を勝ち取った。これは、今後の労災職業病闘争へ向けての一

他方、労働団体の再編成にともない、これまでの労災職業病・労働安全衛生運動の全国センターであった日本労働者安全センターが解散するという新たな状況の下、全国の地域安全センターとの連携をこれまで以上に強化しつつ、全国的な運動の展開も要請されている。

私たちは、未組織労働者の労災相

談や地域での労災職業病の課題への取り組みに加えて、改訂労働安全衛生法下での職場の健康管理や安全衛生問題への取り組みの積極的な提起、じん肺等労災被災者の掘り起こしなどの活動を進めてきた。来年度は、こうした運動をより系統的に推進していく必要がある。さらに、うち続く労働行政の被災者の切捨てや労災認定の締めつけに抗する運動を対置し、現場での大衆的な行動をこれままで以上に強めいかなければならない。また、空前の建設ラッシュの中、建設労働者そして外国人労働者の問題が焦眉の課題として眼前に現れている。まさしく私たちが取り組まねばならない課題は山積しているといえるだろう。

きたる三月二四日の第十回総会への会員の積極的な参加をお願いしたい。

第一〇回 総会

日時 三月二四日(土)午後一時
場所 部落解放センター六階（環状線「芦原橋」駅下車）

三月九日に医学証人調べ

——深夜労働、重労働・・・明らかな出稼労働の過重性

三月九日午後一時半より大阪高裁
一〇〇七号法廷で、出稼脳卒中労
災裁判柴田訴訟控訴審の法廷が開か
れる。今回の法廷は、前回の岡山大
学教授青山英康氏の証人調べに引き
続き、柴田さん側鑑定証人の琉球大
学教授松崎俊久氏の証人調べが行わ
れる。

この裁判は、秋田県から出稼ぎで
来阪していた柴田久雄さんが、道路
工事作業に従事していた七五年二月
に休憩時間に脳卒中を発症し死亡し
た件についての、労災補償請求に管
轄の天満労基署が下した業務外決定
の取り消しを求めたもの。一審の大
阪地裁では、コンクリートブレー

年目。発症の二四時間以内に突発的な出来事がなければ労災とは認めないという枠が、一週間以内の業務過重性に変更されたが、以前として極めて限定した枠でしかないことに変わりはない。だれが見てもしんどい仕事をし、関係は素人目にも明らかなのにも関わらず、「いつも同じよ
うな仕事をこなしてはいたではないか」
者的生活環境が極めて劣悪なものであ
ったことから、原告の主張を認め、
取り消しの判決が下されている。

労基署側は、控訴審でも一審同様、
柴田氏の高血圧の持病による発症で
あると主張しているが、前回の青山
証人の証言でも夜間労働の過酷さが
発症に影響したであろうことが明らか
にされるなど、ますます業務上災
害であることが明白になっている。

こうした状況を打ち破るためにも
この裁判は何としても引き続きの勝
訴を勝ち取る必要がある。読者の皆
さんの注目を。そして三月九日法廷
への傍聴参加を。

三月九日の法廷では、さらに高血
圧症と労働環境がどのように脳卒中
発症に至らしめるかについて、さら
に詳しい証言が期待される。循環器

柴田訴訟控訴審法廷

三月九日午後一時半
大阪高裁一〇〇七号法廷

うち続く振動病患者の補償打切り

ぬきづち「症状固定」打切り通告

対監督署抗議行動に六十人が参加

奈良 大淀監督署

去る一月一四日、三名の振動病患者へ補償打切りを通告してきた奈良

県大淀労基署に対して多くの労働者が抗議が駆けつけるなか、打切り撤回へ向けた交渉が行われ、雪の中を六十名が参加した。

労災保険による被災者への休業補償の支給期間を療養開始後一年六ヶ月で打ち切るなど、保険給付体系の抜本的改悪を狙った労働基準法研究会の「中間報告」は、現在一応『差戻し』の状態になっている。しかし、その改悪を先取りするかたちで各地の労基署から長期療養中の被災者に対する「症状固定」＝補償打切りがかけられて来ている。

年末三名に 補償打切り通告

日に、その三名に対して電話で打切りの通告をしてきた。

昨年だけでも和歌山県の新宮労基署において九月に二名、さらに十月に二名。奈良県大淀労基署でも九月から十一月にかけて五名が打切りを通告された。

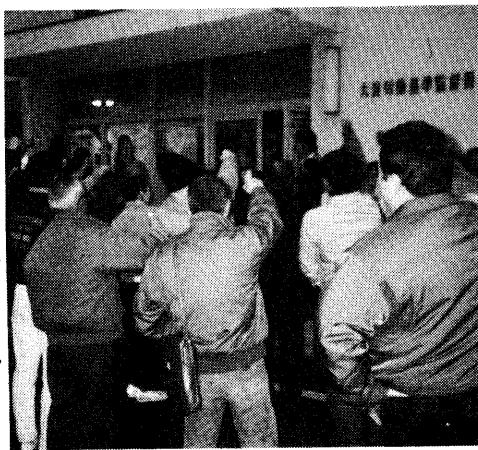
その後、さらに奈良労災医員協議会によって入院中を含む三名の被災者に対して、主治医の意見を全く無視して「症状固定」判定が出された。これを受けた大淀労基署は、あろうことか年も押しつまつた十一月十八

交渉は「治療中止によって症状が悪化すると考えられる場合は症状固定とはしない。主治医の意見を尊重する。」とした労働省の国会答弁が守られていないことなど多くの問題

点と課題、そして被災者の方々の不安を残しながら越年となつた。今回の大淀労基署に対する交渉は言わばその第二ラウンドであつた。

労基署

通じ口撤回を拒否



大淀労基署前で抗議シュプレヒコール

交渉はまず、参加人数について十名までとする署側と六十名全員参加を主張するこちら側との間で争いとなり、いきなり混乱した幕開けとな

第二ラウンドへ。

そこでの中川の答弁は「榎本さんからの電話に誤解を招くような答えをしたことは認める。今後は改める。しかし、打切りの通告は十九日だったので問題はない」というふざけたものであった。また「改める」というのであれば今回の件についてせめて打切りを一ヵ月先送りにせよとのこちら側の要請には、「できることがあればしてあげたい」などとしな

った。署側は「約束では代表者だけとなつておる」の一点張り。これに對して山労側は、通告直前の十五日に労住医連の榎本事務局長との電話で中川労災課長が「暮れも押し詰まつた二十日以降の打切り通告はない」と答えていたことをあげ、「そもそも約束を破り信義をそこねたのは署の方である。まずここにいる全員に謝罪せよ」と突っぱねた。結局、山労組合員と榎本氏のみ（約二十名）に電話の件を釈明すると「言う」とことで第二ラウンドへ。

がらも、「先送りする必要はない」とゆずらなかつた。こちらがいくら先送りは署長の裁量権でできる」とを訴えても並行線のまま、「で、法的に可能であり前例もあることを訴えても並行線のまま、「で、かなかことが明らかとなるばかりで、労働者の怒りをかゝっていた。

結局この日は、（一）信義違反についての謝罪、（二）打ち切り一ヶ月先送りの2点について争い、決定的成果なきまま次回の交渉を約束させて終わつた。その後、雪の中総括集会を大淀署前で行つた。

打切り撤回を勝ち取れなかつたことは残念だが、労働省の方針どおりに被災労働者を切り捨てる大淀署に對して大衆的な抗議行動を含めた運動を今後とも粘り強く継続していくことを確認した。

なお、次回交渉日程については未定である。

複写伝票、電話処理、経理処理、ダイレットメール・・・
そして消費税導入による業務過重

経理事務作業員の頸肩腕障害

労災認定勝ち取る

アムコ労働組合

医療機具の輸入販売を行う株アム
コのアムコ労働組合員S氏が二月三
日付けで頸肩腕障害の業務上認定を
かち取った。

まれている。

数値化できない
煩雑な作業のかなで

業務量も、営業部門の増員等の要
因があり、年々増加してきた。その
ため、徐々にS氏は腕にだるさと痛
みを覚えるようになつた。こうした
状態をさらに悪化させたのは、昨年
四月の消費税の導入である。

S氏は一九七四年にアムコに入社。
以降経理から営業部門に移り、出庫
伝票や借用伝票などの各種伝票の処
理に始まり請求書や見積書の作成・
送付、宛名書き作業など多岐にわた
る業務を担当してきた。腕に負担の
かかる複写伝票（一枚／六枚）も含

その中で特に時間を取られるのが

電話の応対の作業である。会社にか
らやってくる電話の多くはS氏が受け
るようになつていて。電話のかかっ
てきた当人が不在の場合、応対・内

容の走り書き・清書・机に置くまで

通例二月は年度末に当たるためか
け込みの注文が増加する時期である

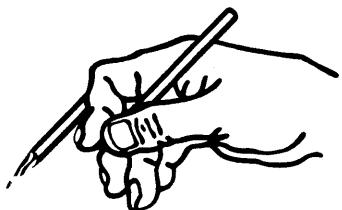
消費税の導入で
業務量が大幅アップ

が、昨年三月は消費税導入の直前と
いうことで普段の二倍近い注文が殺
到した。翌月四月からは、消費税に
関連した計算記入作業が加わった。
3%という細かな数字になるため、
計算が合わずやり直しを繰り返すな
ど、引き続き業務量が増大した。その
ため五月頃から腕に痛みを覚え、六
月に松浦診療所に受診するにいたっ
たのである。

予防に向けた

総合的な対策を

アムコ労組は、以前にも頸肩腕障
害の労災認定を勝ち取った経験があ
り、今回も詳細な意見書を作成し、
九月の申請以降たびたび監督署に足
を運んだ。中央監督署との交渉も基
本的に労組側のペースで進めること
ができた。今回の認定は労組の粘り
強い取り組みによって勝ち取られた
ものである。



五月の発症以来S氏は、筆圧の必
要なボールペンをサインペンに切り
替えたり、ソロバンの使用を控えた
りといった対策はとっている。今後
は、時間内通院の積極活用や業務量
の軽減などの、よりつこんだ対策
が必要になってくるだろう。アムコ
労組は、こうした課題とともに、
S氏以外に同様の自覚症状をもつてい
る労働者がいないかどうかの調査や
検診にも取り組むことを検討してお
り、安全センターとしても積極的に
協力していきたい。

アムコ労組S氏より

アムコ労組S氏より

八九の春、腕の痛みが急激に
悪化し、夜も眠れぬ日が続きま
した。たまりかねて医師の許を
訪ねたのですが、「頸肩腕」と
診断されて戸惑ってしまいまし
た。頸肩腕障害という職業病が
どんなものか、私は認識不足だ
ったのです。人は病気になると
心細く、精神までひ弱になるも
のです。まわりの温かい心がど
れだけその人に救いを与えるで
しょう。私は心有る職場の人た
ち、安全センターの方々、労組
の方、松浦先生の温かい励まし
に支えられて心も暗く沈むこと
なく、労災認定を勝ち取ること
できて感謝しております。職場
で私のような頸肩腕患者を二度
と出さないように、安全で働き
やすい環境作りに全員で取り組
んで行かなければならぬと思
っております。

がんばつています

(5)

はつきりさせたい労働者が職場で健康を守る権利

零細印刷工場の労災民事損害賠償請求訴訟

東地域合同労組 岡労災裁判

大企業ではなくとも、働いていて

出す。

明らかな労災事故に遇った被災者は、普通それ相応の補償を受ける。それは、

は、労働基準法や労災保険法による最低限の補償だけでなく、上積みの補償、それにいろいろ細々した「世話」も含めてである。しかし例えば夫婦とパートのおばさん一人でやっているいわゆる「ガレージ工場」と

岡周一君（二十六才）の場合は、もう少しでそういうハメにあいそうだった。傷病名は「両下肢、右手第三度熱傷」。その後は、長期入院したのち通院を続け、輸血による肝炎も併発して今も療養中。

中学校を卒業すると同時に町の小さな印刷屋に就職し、ラベル印刷の仕事をしていた。経営者と岡君を入れて二人の従業員、それにパートの人が一人ほど。毎日印刷機の掃除など印刷作業周辺の仕事をやっていた。

毎日、毎日同じ様な仕事だった。

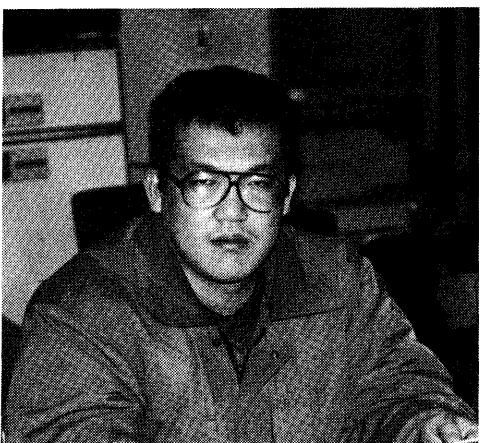
事故発生直後、経営者は救急車を呼び病院へ行かせ、治療代などを負担した。労災であることは充分に分かっていたが労災保険には加入していないしと思い、届けはしなかった。入院治療が続くうちに岡君の家族は、一度見舞いに来ただけで、何の音沙汰もない経営者に不信感を抱き始め

場合には、その後の被災労働者の生活に取り返しのつかない結果を生み

た。いろいろと相談すると、事業経

営の経験がある叔父さんが「労災補償が受けられないはずがない」ことを知っていて、経営者に抗議し、やっと労災補償の給付を受けることができた。もしもそのままにしていればどうなっていたことか。

インタビューに応じる岡君



排出される出来上がりのラベルと乾燥させるため、機械に向けて近くに石油ストーブをつけていた」と証言している。責任は岡君の取扱い不注意にあると言いながら、自らの過失を無意識に認めてはいる。

「会社に対しても迷惑を・・・」

消防署調書にある
被災労働者の事故直後の気持

ところで岡君は、兄や労組の仲間たちが経営者に充分責任を取らせるべきだと励ました。躊躇するところがあった。というのは、事故の瞬間の記憶がないからだ。だから、だれかに痛いめにあわされたというよりは、気がつくと自分の体が不自由になっていたという感じなのだ。

事故発生の一ヵ月ぐらい後に消防署が作成した岡君の「聞き込み調書」

真冬に部屋を締め切って、ガソリンを使って印刷機を掃除している付近二メートルのところに暖房用の石油ストーブが燃えていた。作業を続ける岡君の脇にはガソリンを入れた瓶が置いてある。何らかの拍子に石油ストーブの火が引火し、氣を失つている岡君の足元に燃え移った。

法廷で経営者は、「ガソリンの取り扱いには充分気をつけるようにと口をすっぱくして言っていた」といながら、「暖房用と、印刷機から

災害発生当時の事実関係は、法廷でかなり明らかになってきている。

れ抜がつてそれが近くの石油ストー
プの火で引火したと思うのです。」

と言い、最後には「今回の事故は
僕の不注意から起つたことであり

会社に対して迷惑を掛け申し訳なく

思っています。」と結論している。

もちろん消防署の聞き込み担当者の

誘導尋問的な姿勢をして出来上がつ

た面も大きいが、被災労働者の心理

状態がよく出ているのではないだろ
うか。だれも事故を起こそうとして
起こしたのではない。原因は、傍に
あつた石油ストーブなのだ。しかし、

被災労働者は、仕事に対する責任感
からまず自分の不注意を責めること
になる。

しかし、裁判が進んで経営者の無

責任な証言があり、東地域合同労組

では労災被災労働者が集まつた部会
「あかつぎ」で活動し、岡君の認識
も随分変化した。「自分は言われた
注意を守り言われたように仕事をし
ていただけ」。

不自由になつた足のため、三輪バ
イクにのつて岡君は裁判所にやつて
くる。

一九八九年 冬 一時金カンパへのご協力

ありがとうございました

冬一時金カンパへの絶大なるご協力いただきましたこ
とに心よりお礼申し上げます。

カンパ額は一月末現在、合計二、四〇五、一二四円に

達しました。

このご厚意、ご支援を皆様からの安全センター活動へ

の皆様方のご期待と受け止め、九〇年代労災職業病闘争
・安全衛生運動のさらなる強化、発展に邁進していく所

存であります。
今後とも何卒よろしくお願ひ致します。



健診パンフレット 発行完成!

健康診断の改善にむけて

取り組みを強化しよう!

三月十四日には学習会も

かねてより企画されてきた健診パンフレットが完成した。

このパンフレットは、十月の法定健康診断の大巾改正を契機に、労組での健診への取り組みを充実を図つていこうという趣旨で昨年から企画されてきたもの。前号で報告した健診アンケートの結果報告もあわせて、現状の問題点と取り組みの基本指針を大まかにまとめている。

従来から、健康診断は

労働者の健康管理の出発点であるとの認識の上に立って、計画立案から対策検討にいたるまでの健診全体に亘る労働組合の主体的な取り組みを進めてきたが、それをより系統的に進めていく必要がある。

そのきっかけとして、三月十四日南海労組会館で学習会を開催する。この学習会は、南大阪地域センターの主催で労働学校の一環として開催される。講師は、環境監視研究所の中南元氏と松浦診療所の松浦良和氏を予定している。多くの参加をお願いしたい。



大阪経済南大阪地域センター
関西労働者安全センター
園南労会松浦診療所健診部

健診パンフレット
「生き生きと働く
ために」

健康診断 学習会

「生き生きと働くために」

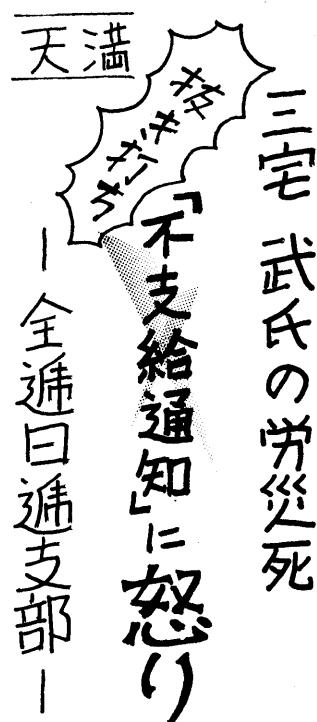
講 師 中南 元 氏 (環境監視研究所)ほか

日 時 二月十四日 (水) 6時～8時

場 所 南海労組会館 (浪速区日本橋西一丁目十四番六三二一八四九)

前線から

三宅 武氏の労災死



「不支給通知」に怒り

一全通日通支部一

金通日通支

なった。

組合側は、現場調査報告

焦点になつたが、症状等に
ついて、以前の労基署の事

と医師意見書を提出し二月

一日にも交渉をもつていた。

塞労災死について、天満労

情聴取では落ちていてこと

基署は、二月

から、労基署は「再度聴取

十六日、全く

その中で、繁忙期に狭心症
する」としていた。そのう

抜き打ち的に「不支給通知」
を遺族に送りつけてきた。

三宅氏は、一九八五年年
末から一九八六年年始にか
けての一年でもっとも労働
過重となる繁忙期に、狭心
症を起こすようになり、一
月三一日、心筋梗塞発作を
起こしそのまま帰らぬ人と

発作を起こして
いたことを事實
と認定するかが問
題となつた。同
僚の「胸の症状
を訴えていた」
と、いう上申書が
申入れを行つたが、労基署
側は開き直つており、再度
二三日に交渉を行うことに
している。

二月十九日に急遽、抗議
回の事態は寝耳に水のこと
だつた。

大阪 早期認定を

会社がウソの資料提出

意見書を提出し、本人から
労基署に対し説明をおこ
なつた。

意見書によれば、経理事
務専門であったMさんに、
労働強化を目的に、午前中
に事務室で無理やりに部品
のヤスリがけと検査をやら
せはじめたのがそもそももの
発端であり、しばらくして

三協金属に勤務するMさ
んの「右上腕骨外上顆炎」

合意を行つた。

この日は、Mさんの自己

指から腕へと痛みが広がつていったとのこと。痛みを訴えても会社は作業を続けさせたというのである。

一方、会社側から資料が提出されていることがこの日明らかになった。内容は、

Mさんと同じ作業をしている労働者がおり、「より長い時間作業、従事しているといったことであるらしいことがわかった。Mさんの知る事実と違うため確認させるよう求めたが、労基署は「会社に調査に行ってから」と言つて応じなかつた。

そうした会社のウソの資料に惑わされず、被災者の申立てと、業務上の見解を明確にしている主治医の意見に基づいて早期に認定を行つよう、労基署に強く要請した。

法定健診の改正について

健診について学習会

東南

一月二八日、大阪地域合同労組天使の園分会において健康診断の取り組み方にについて学習会が行われた。

安全センターからは講師を派遣した。この学習会は、

昨年十月の法定健診の改正を受けて、従来の健診を見直そうという趣旨で行われたものである。

学習会の中では、現状の健診の問題点を指摘する意見が出された。特に健診を行つう医療機関が健診を実施していくという姿勢がない

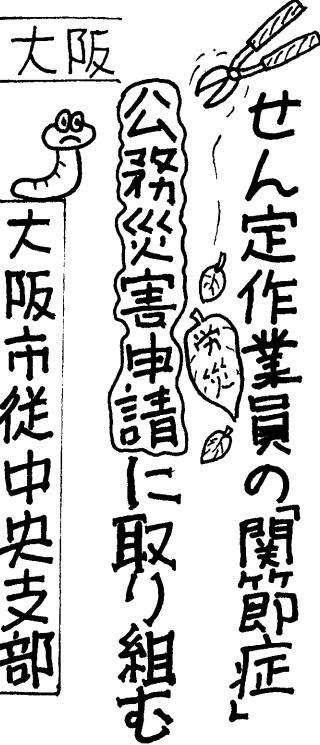
天使の園分会

つてることが課題として挙げられた。今回の学習会では、給食を担当している人を含めて多くの組合員が腰痛を抱えながら働いてい

ていることが課題として挙げられた。今回の学習会では、給食を担当している人を含めて多くの組合員が腰痛を抱えながら働いていることが課題として挙げられた。今回の学習会では、給食を担当している人を含めて多くの組合員が腰痛を抱えながら働いてい

ることがあらためて全体の認識となつた。今後は、健診機関の変更を含めた健康診断の進め方や腰痛予防対策を講じていくことが議論された。

民間の保育園では、保母



大阪

大阪市従中央支部

大阪市従中央支部は、せん定作業員Aさんの「変形性肘関節症」について公務災害申請の取り組みを進めている。

Aさんは、三〇年間近く

市當住宅の立木などのせん定作業に従事してきた。せん定作業は剪定ばさみ（片手）、刈込ばさみ（両手）枝引のこぎりを使用する。

肩、肘、腕など上肢を常に刃引のこぎりを使用する。

使用して行うもので、そうした長年の労働負担がひじにかかり、今回の傷病を発症したものと考えられる。

昨年十一月に激しい痛みを感じたため診察を受けた

ところで、手術が必要ということで一月に手術を受けたが、その後の経過は良好。

現在センターも協力して

作業実態の調査を行い、主

治医意見書を準備中である。

その中で、労働省が発行

している『障害認定必携』の中で、脊椎の前屈度の計測方法がまちがっていることが明らかになつた。

前かがみになつた際の例

者に対する打切り攻撃がかかれられる中で、打ち切られた際の障害等級が、一時金でしかも不適に等級が低い

ということが問題になつて

いる。中でも、脊椎の圧迫するなど重症の腰痛等の職業病「港湾病」にかかり、長年療養を続けてきた被災



『障害認定必携』に掲載されている前屈姿勢の例示写真。股関節のところで曲げていることが分かる。

測すると不適に大きくなつてしまふ。実際、これにし

たがつて、被災者におじぎをさせて「可動性良好」と

判断しているのである。

神戸診療所、兵庫県安全センター、全港湾、兵庫被

災者交流会、神戸及び関西労災職業病研究会は重大問

題であるとして、昨年十一月二八日兵庫労基局長に申入れを行つた。これに対し

て局は答えることができず、「本省と相談し三月末まで

に回答する」としておりその内容が注目されている。

学習会開かれる

「外国人労働者の

就労を考える」

大阪

一全港湾建設支部—

二月十九日、全港湾建設
支部主催で外国人労働者を
テーマに学習会が開かれた。

講師は丹羽雅雄弁護士。

丹羽氏は、中国や韓国、

最近ではバングラデシュや
パキスタンからの男性労働
者の流入が急増していること
と、日本人の五・七割の底
賃金労働を強いられながら
「不法就労」であるために
法的保護の外に置かれる現

実を統計資料を使って説明
した。さらに入管法の改悪
とともに使用者罰則規定
の新設によって、外国人労

働者が就労実態がいつそう
闇の中に追いやられていく
危険性についても指摘した。

丹羽氏の講演後参加者か

重大災害が続発しているが、
外国人労働者の犠牲者も少
なくからず含まれている。そ

空前の建設ブームの中で
重大災害が続発しているが、
外国人労働者の犠牲者も少
なくからず含まれている。そ

ら「企業が就学生という名
目で中国から労働者を雇い
入れている」という実態の
報告も出て、外国人労働者
問題がすでに切実な問題と
なっている現実をうかがわ
せた。

今回の学習会では、問題
の大きさを確認する宿題を
与えられた。今後この外国
人労働者の問題にも大いに
取り組んでいきたい。

南大阪

電算写字機(↙↓↑←→)の 頸肩腕障害に業務上認定



印刷会社W社に勤める電
算写字機のオペレーターK
さんの頸肩腕障害について、
大阪西労基署は去る二月十
文タイプとして働いて

きたが、会社が五年前より
電算写字機を導入したのに
ともない、CRT(ブラウ
ン管)を見ながら作業を行
うVDT作業を行うことに
なった。文字盤は和文タイ
プと同じ配列のペンタッチ
方式だが、旧式のCRTで
あるために画面が暗く、椅
子などの作業環境も悪く、
また作業場自体も極めて狭

いことなどから作業負担が大きくなつた。

Kさんは電算写字機を使い始めて以降、頸部、肩部に痛み、痺れを感じ始め、月に一回程度針灸治療に通

いはじめたが、昨年になつて痛みは大きくなり、六月からは休業に入り療養を続けている。

会社は、Kさんの頸肩腕障害発症を契機に、VDT

作業環境の整備を図るなど努力をしているが、作業時間編成などまだまだ問題も多く、努力が望まれるとこ

ろである。基金では、支部決定、審査会決定、中央審査会決定と理由については二転三転したもの、結論は「該当せず」で変わらず、被災労働者の実際の治療状況に則した判断を避けた、極めて硬直化したものだった。

三 校務員の腰痛認定訴訟

北撮『公務外』の不当判決

一月三〇日、大阪地裁で

摂津牧野公務災害認定訴訟の法廷が開かれ、原告牧野さん側の敗訴が言い渡された。

この裁判は、摂津市学校校務員の牧野さんが腰痛症に被災し、症状がやや軽快したところで治療を中断し

て職場復帰したが、約半年

経過して同一部位に痛みがぶり返し、公務災害の再発認定申請を公務災害補償基金大阪府支部に提出したところ、「該当せず」の決定を受けたため、裁判所に処分の取消しを求めたものである。



裁判では、初発の腰痛症と二回目の腰痛症の内容を裁判官が職権で鑑定を行い、

全く不確かとしかいいようのない資料に基づいて、

「違う腰痛である可能性が高い」と結論付け、棄却判決を下したのである。

大 阪

一年契約社員の頸肩腕障害

上積み補償を要求

・ユニオンひごろ・団地サービス労組

株団地サービスに一年契約の特定従業員として勤務し、オフコン操作の業務で頸肩腕障害を発症したNさんは労災補償を受け、療養を続けた結果、完全職場復

帰まであと一步の状態にまで回復しつつあったが、一身上の都合により退職せざるを得なくなつた。Nさんはユニオンひごろの組合員として、これまで会社側と

を運動方針に掲げ、特定従業員協議会を結成するなどを活動的な動きを続けていたが、今回ユニオンひごろからの申し入れで、Nさんの問題についてもバックアップ体

一方、正社員の労組である団地サービス労組は、この間、特定従業員の組織化を運動方針に掲げ、特定従業員協議会を結成するなど活動的な動きを続けていたが、今回ユニオンひごろからの申し入れで、Nさんの問題についてもバックアップ体

上積み補償についての要求を行ってきたが、この退職を機に再度上積み補償の要求を出した。

一方、正社員の労組である団地サービス労組は、この間、特定従業員の組織化を運動方針に掲げ、特定従業員協議会を結成するなどを活動的な動きを続けていたが、今回ユニオンひごろからの申し入れで、Nさんの問題についてもバックアップ体

労災が危ない

—わたしたちの相談三日—

労災補償研究会編
定価 一九〇〇円 東研出版

十一月八日緊急発売!

□労基研「中間報告」を契機として進んできた労基法・労災保険法全面改悪反対闘争。反対運動を前にして、労働省・使用者側は中間報告に盛り込まれた内容を少しずつ、かつ、執念深く実現していく姿勢を見せている。すでに労災審議会で、これを盛り込んだ提案をおこなつてきている。

□改悪反対を強める中でいま最も必要なのは、労基研「中間報告」が無視した、労災補償の深刻な現場から提言である。

第一線学者、弁護士、医師らが執筆

『アスベスト対策の政策提言』まとまる

全国石綿対策連絡会

規制法制定に向けた全国運動を!

西暦2000年を目指に

段階的使用禁止を提言

諸外国ですすむ
アスベスト代替品開発

石綿対策全国連絡会議は、1月に『アスベスト対策の政策提言』をまとめた。この提言は、学校等で問題化した吹付けアスベストの撤去・改修問題から一步踏み込んで、アスベ

スト全体を規制する法律を制定しようというものである。

選別の・段階的な
アスベスト使用規制を提案

スト化が少しづつながら進められている。欧米向けの輸出車のブレーキにはアスベストの代替品が使用されている。要するに技術的には非アスベスト製品による代替は現時点でも可能であり、使用禁止を唱える世論がどこまで広がるかが問題なのである。

すでにスウェーデンでは八一年に使用禁止になっている。アメリカ合衆国でも、一九九七年までに八五年のアスベスト使用量の九四%を段階的に削減することが決定しており、今年がその第一段階（一〇%削減）の最初の年に当たる。これらの国ではアスベストの代替品開発が盛んに行われており、スウェーデンでは困難とされていた大型自動車のブレーキの代替品も開発できたという。

日本でも、建材を中心に非アスベ

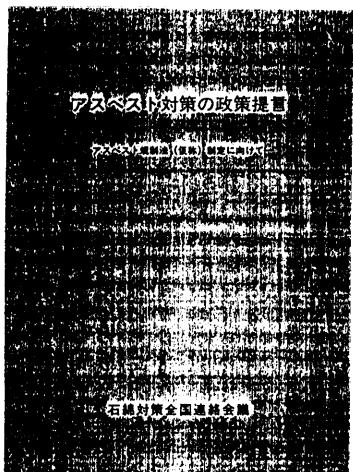
『政策提言』は、二〇〇〇年までにアスベストの使用禁止を目的を唱たっている。ついで、(1)使用禁止に向けた措置、(2)労働現場での対策、(3)建築物に使用されたアスベスト飛散防止対策(4)一般環境対策等に整理し、それぞれについて具体的な提案を行っている。

まず一、使用禁止に向けた措置として、アスベスト製品を危険性に応じてA～Dランクに分類し、衣類、

アルコール類のろ過、船舶の断熱材への使用といった危険性が特に高いものを即時禁止することを提案している。

許可濃度の強化と 処理工事業者の許可制を提案

一、労働現場については、①アスベストの許容濃度を当面、現行の二纖維／cc（管理濃度）から〇・二纖維／cc（アメリカの基準と同じ）にすること、②アスベストにばく露すること、③アスベスト対策の政策提言



る作業従事者の健康管理や健康被害に対する補償、安全教育の充実を図ることなどが対策として挙げられている。

建築物に使用されたアスベス ト飛散防止対策としては、①実態調 査を行い、②発注者の監督責任を明 確にし、アスベスト処理工事業者を 許可制にする、③飛散防止技術、測 定方法、廃棄物処理の改善を図ること とを提案している。

四、一般環境対策として『政策提
言』が提案しているのは、①環境濃
度モニタリング、②大気中アス
ベストの抑制、③水道水中アス
ベストの調査などである。

規制法制定運動を通じて 労働者の知る権利の確立を

石綿対策全国連絡会は、法制化に
向けて全国的な署名活動を進めるこ
とを予定している。

またこの運動を通じて、「労働者
の有害物質に関する知る権利」を確
立することもめざしている。この権
利はアメリカにおいては確立してお
り、健康被害を防止するうえでこの
「知る権利」の重要性を訴えていく
必要がある。

アスベスト問題は、一昨年の学校
アスベスト問題の時に大きな話題と
なったが、それ以降は運動化が進ま
ず、正直なところ足踏み状態が続い
ている。この『提言』を契機に関西
でも再度、アスベスト問題の活性化
を図って行きたい。



労災上積み補償を

考へる ⑥

をどうするかという問題もある。

一 上積み補償協定の条文検討

(4) 異議ある場合の手続き

労災保険法による法定補償については、審査請求など不服申立ての制度が定められているが、上積み補償

の場合にも協定の中でそれを定めておく必要がある。

業務上外の決定について

労災保険法による法定補償については、審査請求など不服申立ての制度が定められているが、上積み補償の場合にも協定の中でそれを定めておく必要がある。

二 労災保険給付との調整の問題

「業務上外の決定、補償金額の決定等について異議ある場合、当該従業員、その遺族、組合は会社に対して協議を求めることができる。」

「業務上外の決定については、労災保険の支給を前提にしたものとする場合はそうでもないが、非災害性腰痛や頸肩腕障害の発生の可能性がある職場などで、独自の職業病認定制度を設ける場合にはとくに問題になる。また、労災保険の不支給決定が一旦出て、審査請求中の場合の措置

省通達が出されている。

六九六号)

労災上積み補償はもともと、労災

「『企業内労災補償制度』とは、
・・・通常は保険給付の不足を補う
趣旨すなわち保険給付に上積みして
給付されるものと解される。したが
つて、原則として保険給付の支給調
整を行わないこととされているもの
である。しかしながら、例外的に、
企業内労災補償制度は個別企業の諸
々の状況を勘案して設けられるもの
であるので、事業主に民事損害賠償
責任があり、かつ、企業内労災補償
制度を定めている労働協約、就業規
則その他の規定の文面上保険給付相
当分を含むことが明らかな場合、す
なわち保険給付と重複するものとし
て定められていることが明らかな場
合には、損害の填補が重複して行わ
れることになるので、保険給付に相
当する額の範囲で保険給付の支給調
整を行うこととされているものであ
る。」（一九八一・一〇・三〇基発

保険による法定補償が低水準である

ことから、使用者の負担でそれに上

積みし、被災労働者やその遺族の生

活を保障することにその目的がある。

それを、さらに法的に位置づけた言
い方をするならば、労基法一条二項
の「この法律で定める労働条件の基
準は最低のものであるから、労働関
係の当事者は、この基準を理由とし
て労働条件を低下させてはならない
ことはもとより、その向上を図るよ
う努めなければならない。」との精
神に基づいた最低労働条件の向上を
目的とするものであり、いわゆる損
害賠償にとって替わるものでは決し
てない。

したがって、上積み補償を受けた
ことにより労災保険給付の支給調整
が行われることは原則としてありえ
ないが、念のため条文の上で「労災
保険給付以外に」ということを明ら
かにしておくことも必要だ。

上積み補償で免除されない 民事損害賠償責任

また、民事上の損害賠償請求との
調整であるが、上積み補償協定を締
結する使用者側の意図は、この部分
であることが多い。つまり、上積み
によつて損害賠償請求を放棄させる
ことである。もちろん、たとえ「民
事上の損害賠償請求権を放棄するも
のとする」と条文で規定しても、一
般的には条文が無効とされるが、協
定によつて訴訟提起の意欲を削ぐ役
割をはたすことも実質的な効果にな
る。「本補償協定によって民法等他
の法律に基づく民事損害賠償責任を
免除されるものではない。」という
条文を付け加えることも場合によつ
ては必要だ。

労働者の「過失」と

労災保険の適用の関係

(4)

「金属加工工場で働いています。プレスを担当していますが、一週間前にあやまって右手の人指し指から先をつぶしてしまいました。安全装置を外しての作業中でした。会社は『お前の過失だから労災ではない』と言います。本当でしょうか。」



プレスの安全装置をはずして作業をしていましたとしても、業務が原因であることには変わりがないので、労災保険の適用がなかつたり、支給額が減らされたりすることはあります

ん。通常の労災の適用がありますので、ご心配なく。

ところで、労災保険法は保険給付を制限する規定を設けています。第十二条の二の二「支給制限」です。

その第一は、故意に事故を発生させた場合については、「業務外」と

するとしています。たとえば、保険金めあてに指切断することなどです。第二は「故意の犯罪行為」や「重大な過失」によって労災を生じた場合です。また、そうした原因で症状を悪くしたりした場合も含みます。例としては、無免許運転による事故や踏み切で一旦停止を無視しての事故などがあります。

しかし、たとえば自動車の整備工事が、道を隔てた工場に車を移動するのを無免許で行っていたときの事

故は、ふだんからそうするのが当たりまえになっていたことから重大過失にはあたらず、通常の労災として扱われた判例があります。

行政通達では「事故発生の直接の原因となつた行為が法令（労基法、道交法など）上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものに違反するものと認められる場合」と目安が示されています。ただし、先行の例にもあるように業務に関する事情が考慮されるることは言うまでもありません。ですから、よほどのひどい場合でなければ重大過失には該当しないわけです。プレス事故はむろん該当しません。

かりに重大過失とされたときに支給制限される対象は、休業補償、障害補償等で、給付額の三〇%カット。療養補償や休業特別支給金（休業補償にプラスされる平均賃金の二〇%分）は支給制限されません。

一月の新聞記事から

一・三

二日東電福島第二原子力発電所の原子炉再循環ポンプで警報が鳴り、三日未明に原子炉を停止。原因是タンク内の冷却パイプから冷却水が漏れ、モーター軸受け用潤滑油タンクの油面が高くなつた為と見られる。

一・五

新日鐵八幡製鉄所で元旦の午後五時頃、転炉前で作業していた作業員の左足にフードに付着していた地金が落下、左足骨折の労災事故発生。

一・〇

一月五日に非常用炉心冷却装置の一つの高圧注水系のポンプに異常が発生して、いた敦賀1号機について日本原子力発電は十日、増速機の損傷が原因で復旧が長引くため原子炉の運転を停止することを決めた。

一・十一

午前八時頃、京都府宇治市のスクラップ工場「山城プレス工業」で、圧縮スクラップ金属を切断中、屑鉄に混じっていたアセチレンガスボンベが爆発。作業に当たつていた二名が顔などにケガをした。

一・十二

午前八時半頃、神戸製鋼所神戸製鉄所内の廃却材置き場で、トラック運転手が、ワイヤコイル（重さ八五〇kg）の下敷きになり即死。

一・十二

二十七日午前三時半頃、新潟県新井市国道十八号で大型トラック同士が衝突。そこへ後続の大型バスが追突。この事故でトランクとバスの運転手が重軽傷を負つたほか、乗客十三人の軽傷。

一・二九

二十八日午後零時半頃、大阪市西成区津守で建築中の十三階マンション（カイザエンジニアリング施工）九階ベランダ（長さ三十㍍巾二㍍）でコンクリート打ち込み作業中ベランダが突然崩れ、八～二階のベランダを次々となぎ倒し、四名の作業員もろとも二三㍍下の敷地に落ちた。コンクリートや鉄骨の下敷きとなり二人が死亡、一人が重傷。生き埋めとなつた残りの一人も遺体で収容された。この中には沖縄からの出稼ぎ労働者もいた。

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

2月号(通巻182号) 90年2月10日発行

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書 & レンタルコミック

時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎ (06)465 5441 2階 此花労働者センター

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672